

# 財投改革と地方公共団体向け財政融資について

平成20年11月11日  
財務省理財局

# 目次

## 1. 財投改革の概要

- (1) 財投改革のイメージ ..... 1
- (2) 財投改革のポイント ..... 2
- (3) 財投計画額の推移(フロー) ..... 3
- (4) 財投計画残高の推移(ストック) ..... 4
- (5) 今後の資金調達の内り方について ..... 5
- (6) 財投機関債流通利回りの対国債スプレッド(気配値)推移(11月7日) ..... 6

## 2. 財投改革後の地方公共団体向け財政融資の状況

- (1) 平成20年度財政投融資計画(フロー) ..... 7
- (2) 地方公共団体向け財政融資と財政投融資計画総額の推移 ..... 8
- (3) 平成19年度末財政投融資計画残高(ストック) ..... 9
- (4) 地方公共団体向け財政融資と地方債計画(平成20年度) ..... 10
- (5) 地方債計画における資金区分別の推移 ..... 11
- (6) 地方公共団体向け財政融資現在高と地方債現在高(平成17年度末) ..... 12
- (7) 地方公共団体向け財政融資残高と地方債残高の推移 ..... 13
- (8) 平成20年度地方債計画(一般会計債) ..... 14
- (9) 平成20年度地方債計画(公営企業債など) ..... 15
- (10) 地方公共団体向け財政融資の団体区分別活用状況 ..... 16
- (11) 財投改革前と比較した地方公共団体向け財政融資の団体区分別活用状況 ..... 17
- (12) 財政融資資金と地方公営企業等金融機構資金の貸付金利・償還期限の比較 ..... 18

## 3. 補償金免除繰上償還の実施状況

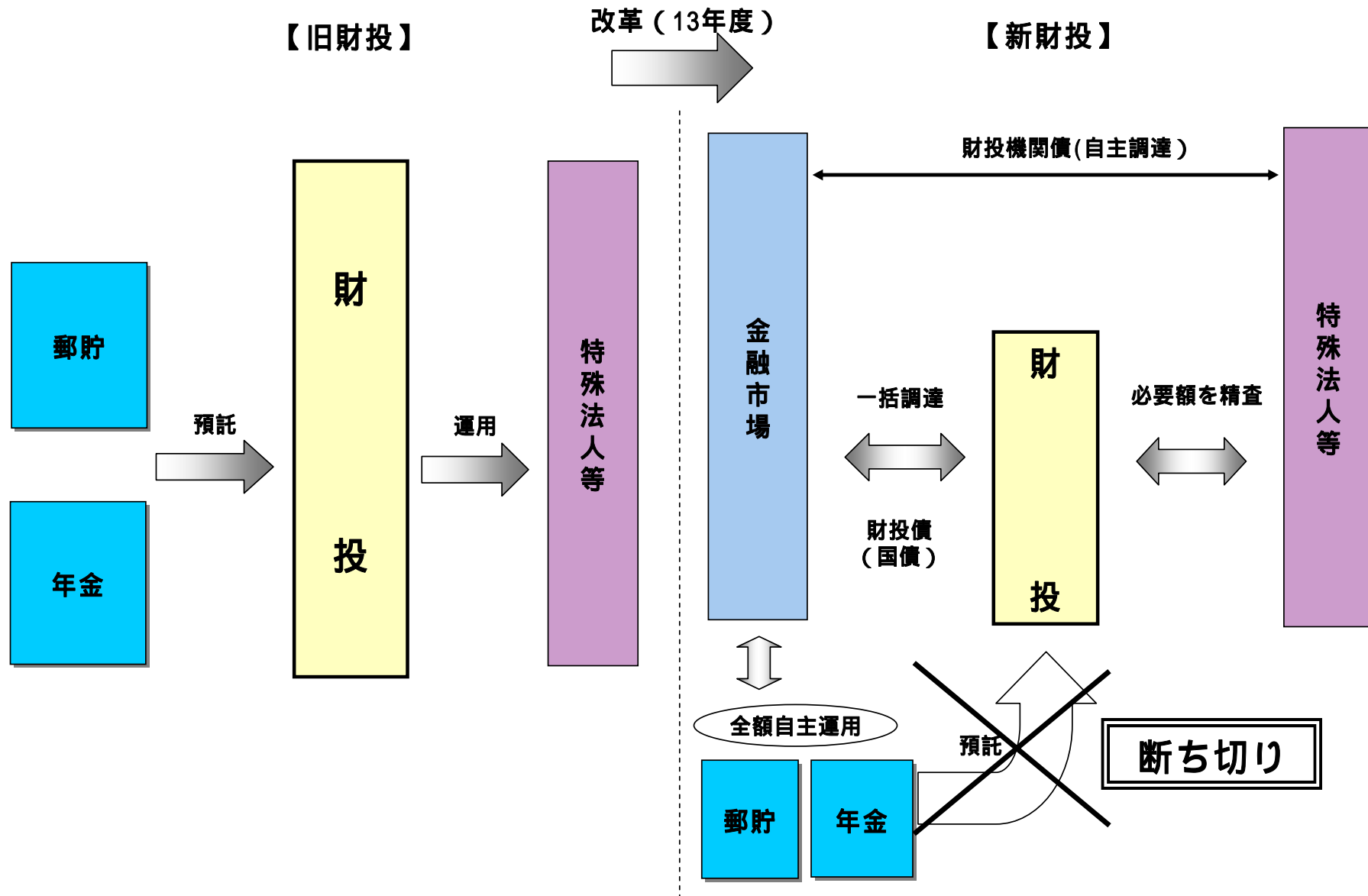
- (1) 地方公共団体向け財政融資の繰上償還に係る補償金免除の概要(1) ..... 19
- (2) 地方公共団体向け財政融資の繰上償還に係る補償金免除の概要(2) ..... 20
- (3) 地方公共団体向け財政融資の繰上償還に係る補償金免除の概要(3) ..... 21

## 4. 基本問題検討会報告書のポイント

- (1) 財政投融資に関する基本問題検討会 報告書 ..... 22
- (2) 財政投融資に関する基本問題検討会 名簿 ..... 24

# 1 . 財投改革の概要

# (1) 財投改革のイメージ



(注) 1. 簡略化のため、産業投資、政府保証は省略している。  
 2. 簡保については、財投改革前より預託義務はなかった。

## ( 2 ) 財投改革のポイント

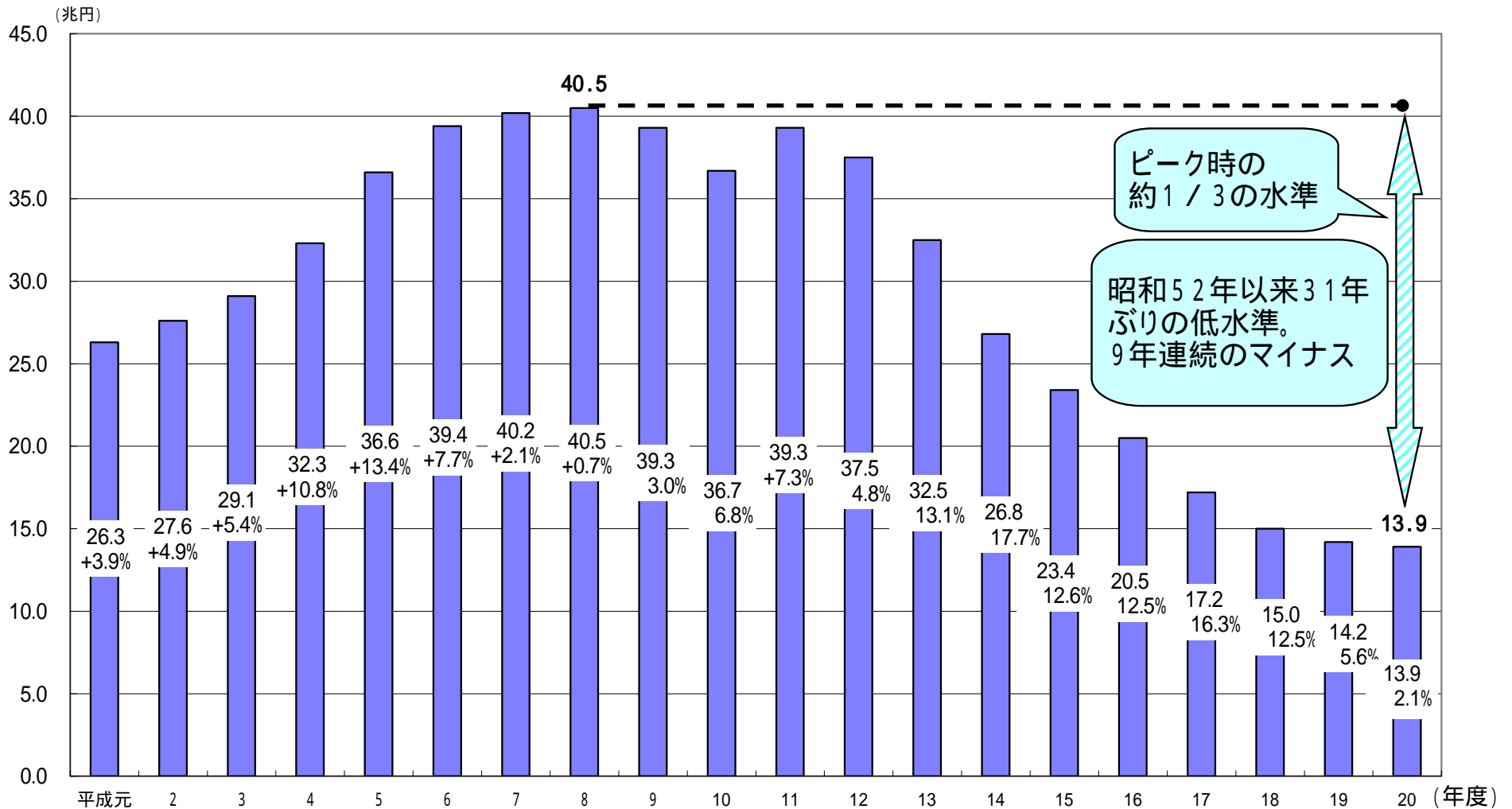
---

### < 改革のポイント >

全額預託義務の廃止、市場原理にのっとった資金調達  
政策コスト分析の導入、情報開示の一層の徹底

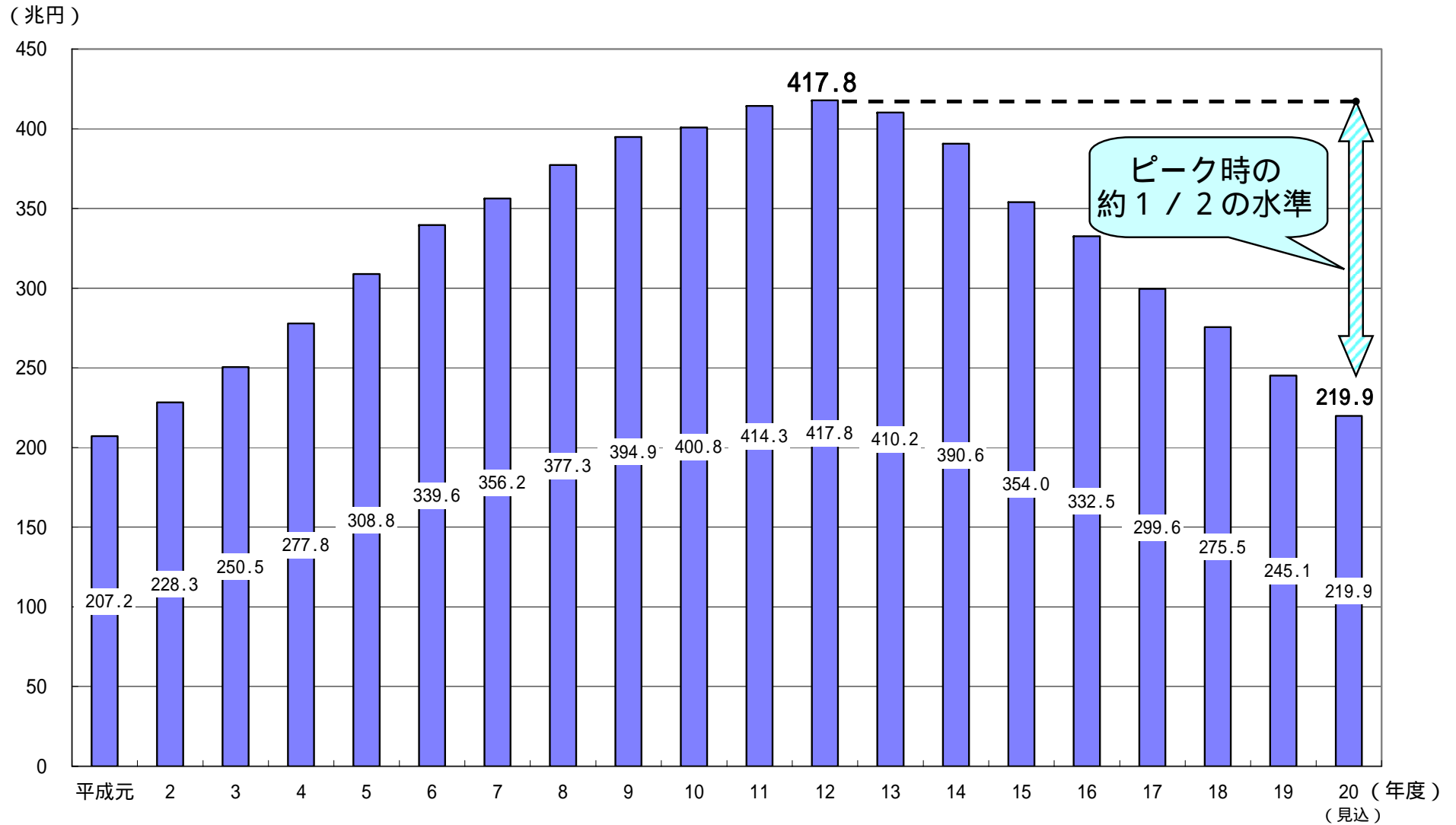
- ・ 郵便貯金・年金積立金の預託義務の廃止、市場における自主運用
- ・ 償還確実性の精査、民業補完を踏まえ、真に必要とされる額のみを財投債により調達
- ・ 貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準にして貸付金利を設定
- ・ 各財投機関は、財投機関債を発行
- ・ 政策コスト分析の導入・充実
- ・ 情報開示の一層の徹底等による特殊法人等の規律確保

# (3) 財設計画額の推移(フロー)



(注) 1. 当初計画ベース(平成21年度は要求額)。  
 2. 金額の下に対前年度伸率を示している。

# (4) 財投計画残高の推移 (ストック)



- (注) 1. 平成19年度までは実績。  
 2. 平成20年度の残高は、平成19年12月20日時点の見込みである。  
 3. 平成19年度及び20年度の残高は、それぞれ財政融資資金貸付金の証券化額0.1兆円、0.5兆円(予定)による減少を反映した額である。

## ( 5 ) 今後の資金調達の在り方について

( 今後の財政投融资の在り方について (抄) )

<平成20年6月10日 財政投融资に関する基本問題検討会>

### 2 . 資金調達の在り方

#### ( 4 ) 今後の資金調達の在り方

財投機関債については、財投機関のディスクロージャーを促進させ、事業運営の効率化を促すという効果があると考えられるが、このような効果は財投機関債の発行額にかかわらず得られるものであり、他方、財投機関債は財政融資に比べてコスト増となることから、効果と調達コストを勘案しながら、財投機関債の発行額を適切に判断する必要がある。資金調達の規模が少ない財投機関においては、財投機関債の発行ロットが小さくなると、流動性が低く、規模に対するコストも増大するおそれがあることから、相当程度の資金調達を行う財投機関において引き続き財投機関債の発行に努めることが適当と考えられる。なお、財投機関債の発行の有無にかかわらず、全ての財投機関において、民間準拠の財務諸表の作成・公表など、情報開示の充実が図られている。



## ( 6 ) 財投機関債流通利回りの対国債スプレッド ( 気配値 ) 推移 ( 11月7日 )

発行機関	年限	対国債スプレッド
関西国際空港	10年	36.3bp
都市再生機構	10年	34.7bp
水資源機構	10年	32.8bp
日本学生支援機構	10年	32.1bp
日本高速道路保有・債務返済機構	10年	31.7bp
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	10年	31.2bp
日本政策投資銀行	10年	31.0bp
住宅金融支援機構	10年	30.9bp
成田国際空港	10年	30.4bp
公営企業金融公庫	10年	27.2bp
中小企業金融公庫	5年	25.7bp
国民生活金融公庫	5年	25.1bp
福祉医療機構	3年	27.1bp

## 2. 財投改革後の地方公共団体向け財政融資の状況

# ( 1 ) 平成 2 0 年度財政投融资計画 ( フロー )

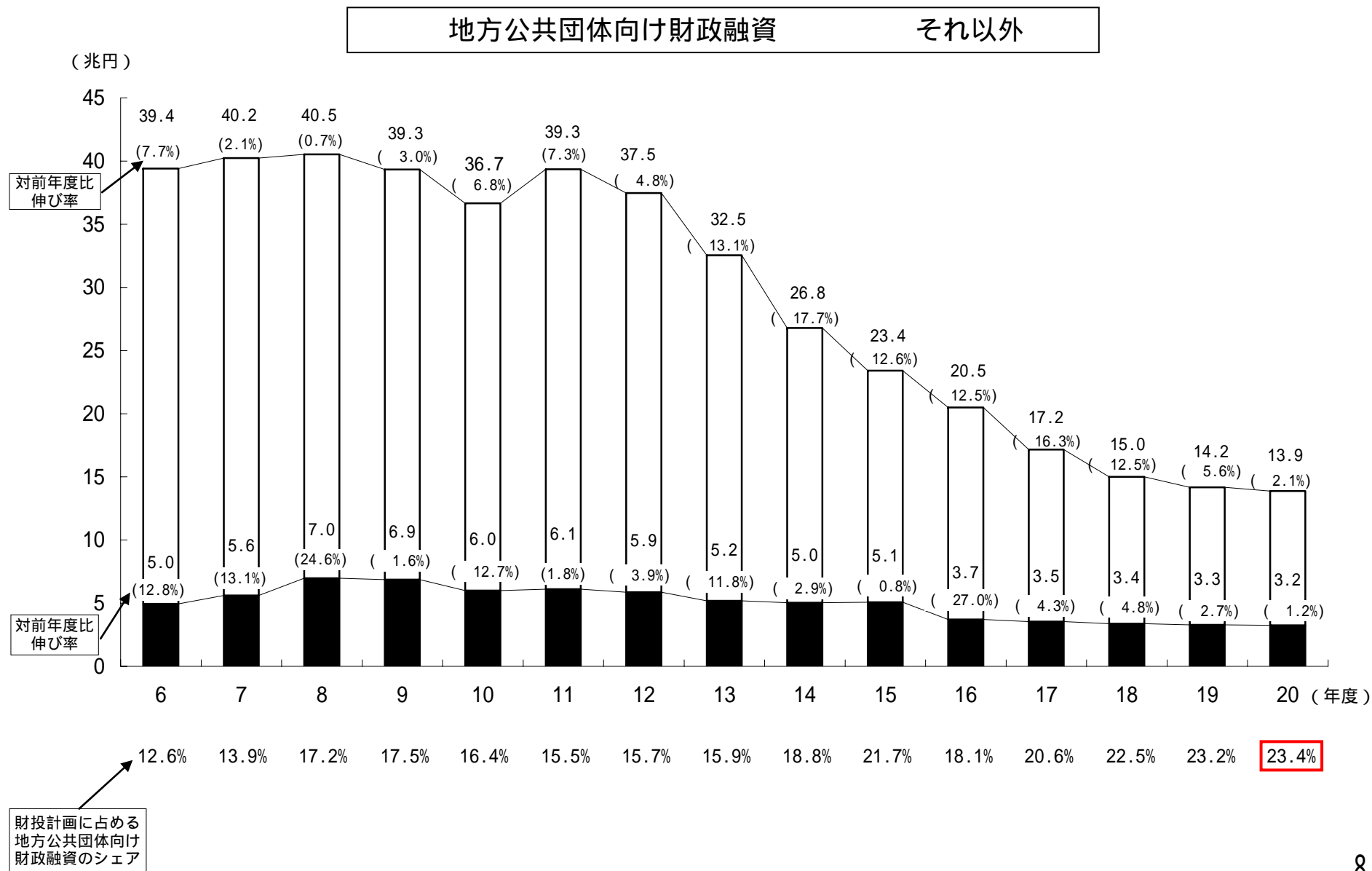
(単位: 億円、%)

区 分	平成19年度 計 画	平成20年度 計 画	伸 率	(参考) 貸付規模・事業規模		
				平成19年度	平成20年度	伸 率
1. 公庫等	39,624	42,514	7.3	57,714	56,035	2.9
うち株式会社日本政策金融公庫	38,828	41,723	7.5	56,285	54,696	2.8
( 国民一般向け業務 )	( 20,339 )	( 19,962 )	( 1.9 )	( 27,653 )	( 26,763 )	( 3.2 )
( 中小企業者向け業務 )	( 10,733 )	( 10,397 )	( 3.1 )	( 15,062 )	( 14,003 )	( 7.0 )
( 農林水産業者向け業務 )	( 1,700 )	( 1,770 )	( 4.1 )	( 3,500 )	( 3,200 )	( 8.6 )
( 国際協力銀行業務 )	( 6,056 )	( 8,934 )	( 47.5 )	( 10,070 )	( 10,070 )	( 0.0 )
( 危機対応円滑化業務 )	( - )	( 660 )	( 皆増 )	( - )	( 660 )	( 皆増 )
沖縄振興開発金融公庫	796	791	0.6	1,429	1,339	6.3
2. 教育・福祉・医療関連機関	8,304	8,763	5.5	13,495	14,133	4.7
うち独立行政法人日本学生支援機構	3,832	4,541	18.5	5,727	6,512	13.7
独立行政法人福祉医療機構	3,307	3,008	9.0	5,998	5,723	4.6
独立行政法人国立大学財務・経営センター	656	624	4.9	712	688	3.4
3. その他の独立行政法人等	38,544	35,863	7.0	38,051	37,921	0.3
うち独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	24,750	23,830	3.7	-	-	-
独立行政法人都市再生機構	8,081	7,340	9.2	3,423	2,604	23.9
独立行政法人国際協力機構	4,246	2,923	31.2	7,700	7,700	0.0
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	747	959	28.4	355	405	14.1
4. その他の機関	13,850	11,449	17.3	30,338	28,076	7.5
うち株式会社日本政策投資銀行	7,440	6,980	6.2	12,500	14,700	17.6
中日本高速道路株式会社	1,746	1,072	38.6	3,987	3,673	7.9
社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)	771	725	6.0	1,624	1,225	24.6
東日本高速道路株式会社	1,124	644	42.7	2,568	2,209	14.0
西日本高速道路株式会社	923	594	35.6	2,108	2,036	3.4
小 計	100,322	98,589	1.7	139,598	136,165	2.5

5. 地 方	41,300	40,100	2.9	125,108	124,776	0.3
うち地方公共団体	32,800	32,400	1.2	125,108	124,776	0.3
地方公営企業等金融機構	8,500	7,700	9.4	( 13,500 )	( 2,100 )	( 84.4 )
合 計	141,622	138,689	2.1	264,706	260,941	1.4

(注) 1. 「株式会社日本政策金融公庫」の平成20年度欄の金額には、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等勘定)の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等勘定)の計画額の合計である。  
 また、「国民一般向け業務」、「中小企業者向け業務」、「農林水産業者向け業務」、「国際協力銀行業務」及び「危機対応円滑化業務」の計数は、「株式会社日本政策金融公庫」の金額の内数であるため、同業務に係る分を( )内書で計上している。  
 2. 「独立行政法人国際協力機構」の平成20年度欄の金額には、国際協力銀行(海外経済協力勘定)の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、国際協力銀行(海外経済協力勘定)の計画額である。  
 3. 「株式会社日本政策投資銀行」の平成20年度欄の金額には、日本政策投資銀行の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、日本政策投資銀行の計画額である。  
 4. 「社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)」の平成19年度欄の金額は、空港整備特別会計の計画額である。  
 5. 「地方公営企業等金融機構」の平成20年度欄の金額には、公営企業金融公庫の計画額を含み、平成19年度欄の金額は、公営企業金融公庫の計画額である。  
 また、「地方公営企業等金融機構」の貸付規模は、「地方公共団体」の金額の内数であるため、同機構に係る分を( )内書で計上している。  
 6. 本表は計数整理の結果、異動することがある。

## (2) 地方公共団体向け財政融資と財政投融资計画総額の推移



# ( 3 ) 平成 1 9 年度末財政投融资計画残高 ( ストック )

## 平成 1 9 年度末財政投融资計画残高

地方公共団体	(独)住宅金融支援機構	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	(株)ゆうちょ銀行	公営企業金融公庫	その他
83.8兆円 (34.2%)	33.2兆円 (13.6%)	27.6兆円 (11.3%)	20.7兆円 (8.4%)	14.0兆円 (5.7%)	65.8兆円 (26.8%)

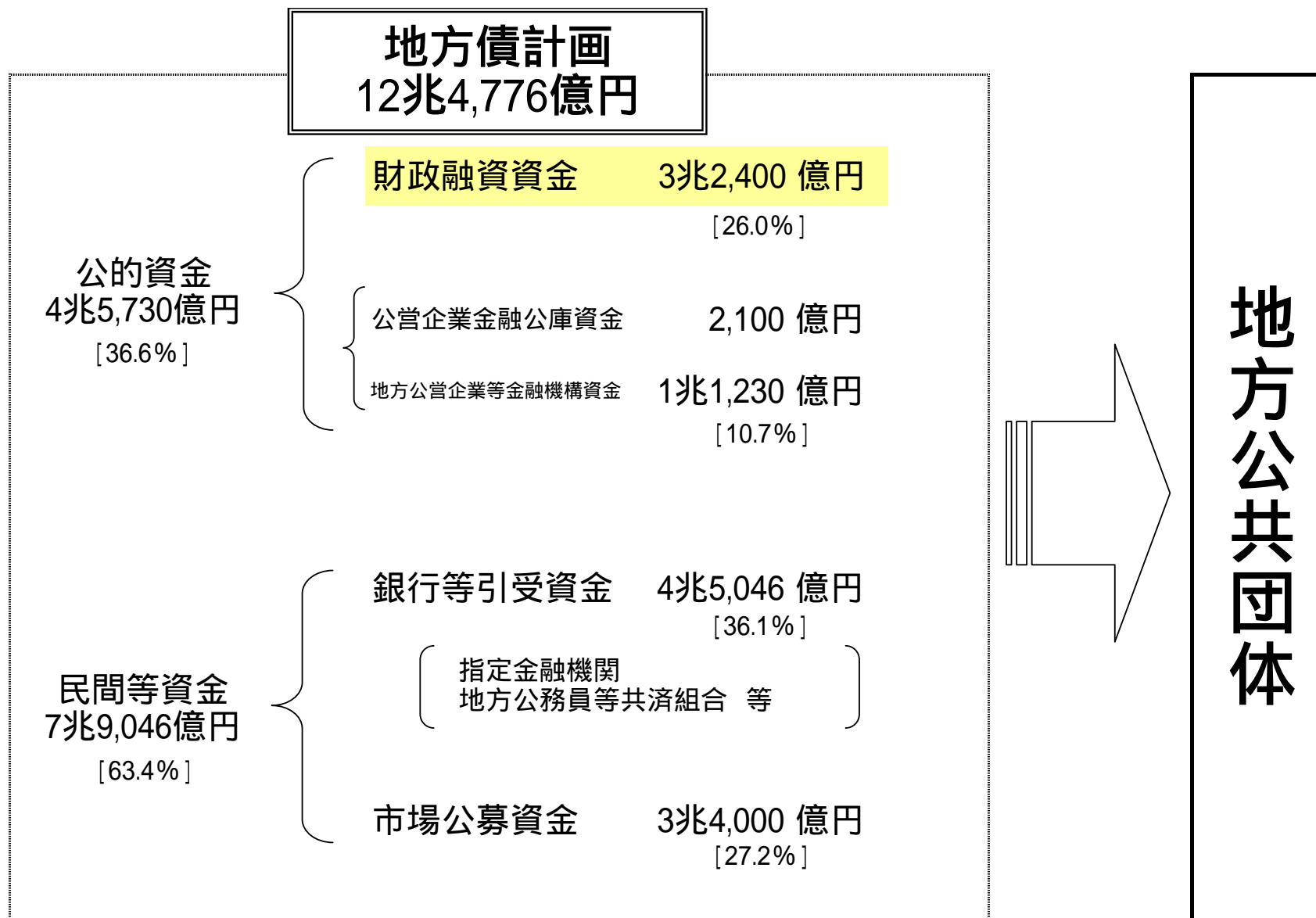
← 総計 245.1兆円 (100.0%) →

### (参考) 財投残高上位 10 機関

1. 地方公共団体	83.8兆円	(34.2%)	6. (独)都市再生機構	10.9兆円	(4.4%)
2. (独)住宅金融支援機構	33.2兆円	(13.6%)	7. 日本政策投資銀行	9.8兆円	(4.0%)
3. (独)日本高速道路保有・債務返済機構	27.6兆円	(11.3%)	8. 国際協力銀行	9.1兆円	(3.7%)
4. (株)ゆうちょ銀行	20.7兆円	(8.4%)	9. 国民生活金融公庫	6.3兆円	(2.6%)
5. 公営企業金融公庫	14.0兆円	(5.7%)	10. 中小企業金融公庫	4.6兆円	(1.9%)
小計 (5 機関)	179.4兆円	(73.2%)	計 (10 機関)	220.0兆円	(89.8%)

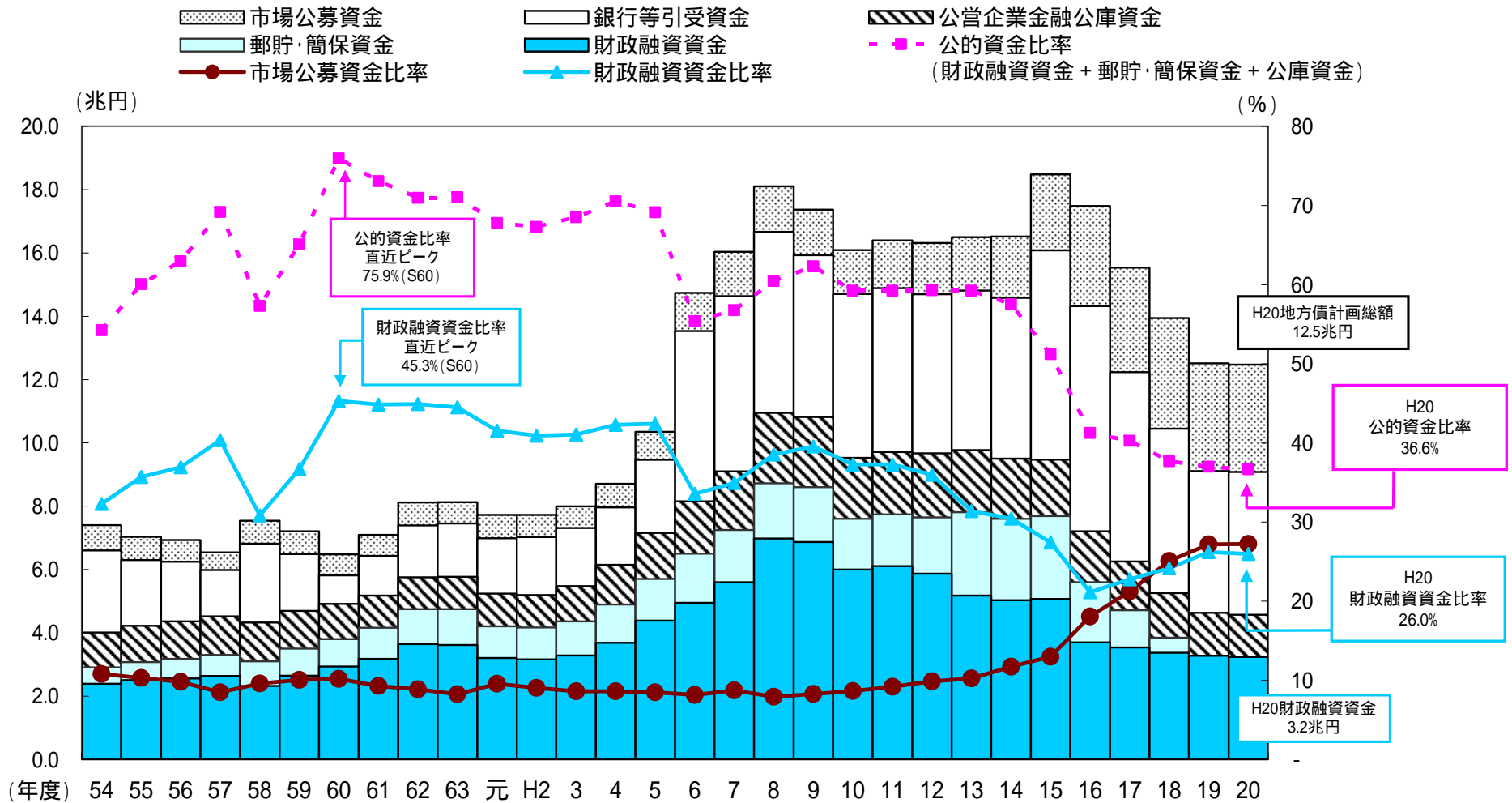
(注1) (株)ゆうちょ銀行は、資金運用事業に係るものである。  
 (注2) 財政投融资計画残高を有する機関は、53機関である。

## ( 4 ) 地方公共団体向け財政融資と地方債計画 (平成20年度)



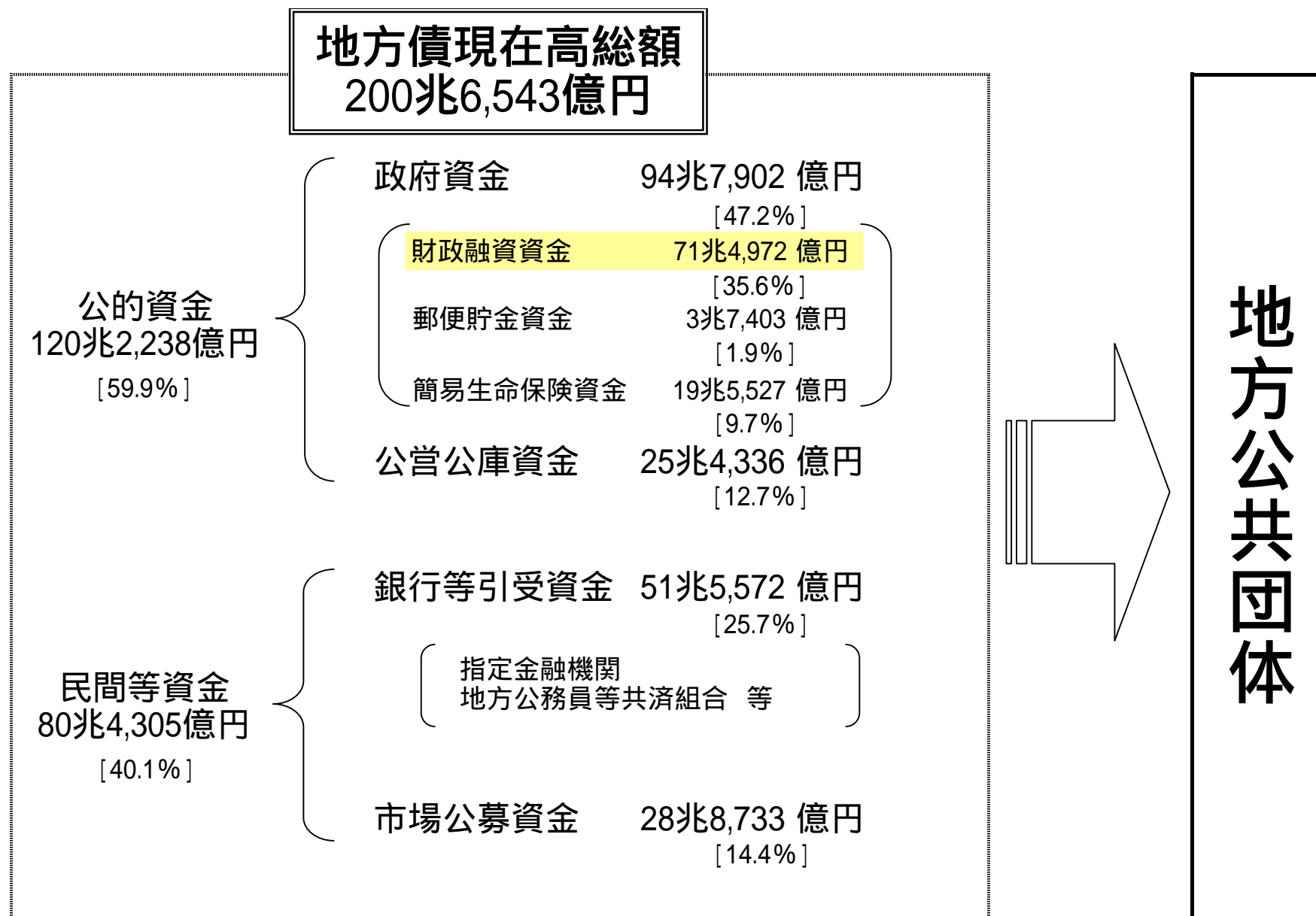
(注) [ ]内は、地方債計画に占める各資金のシェア。

# (5) 地方債計画における資金区分別の推移



(注)平成20年度の公営企業金融公庫資金には、地方公営企業等金融機構資金を含む。

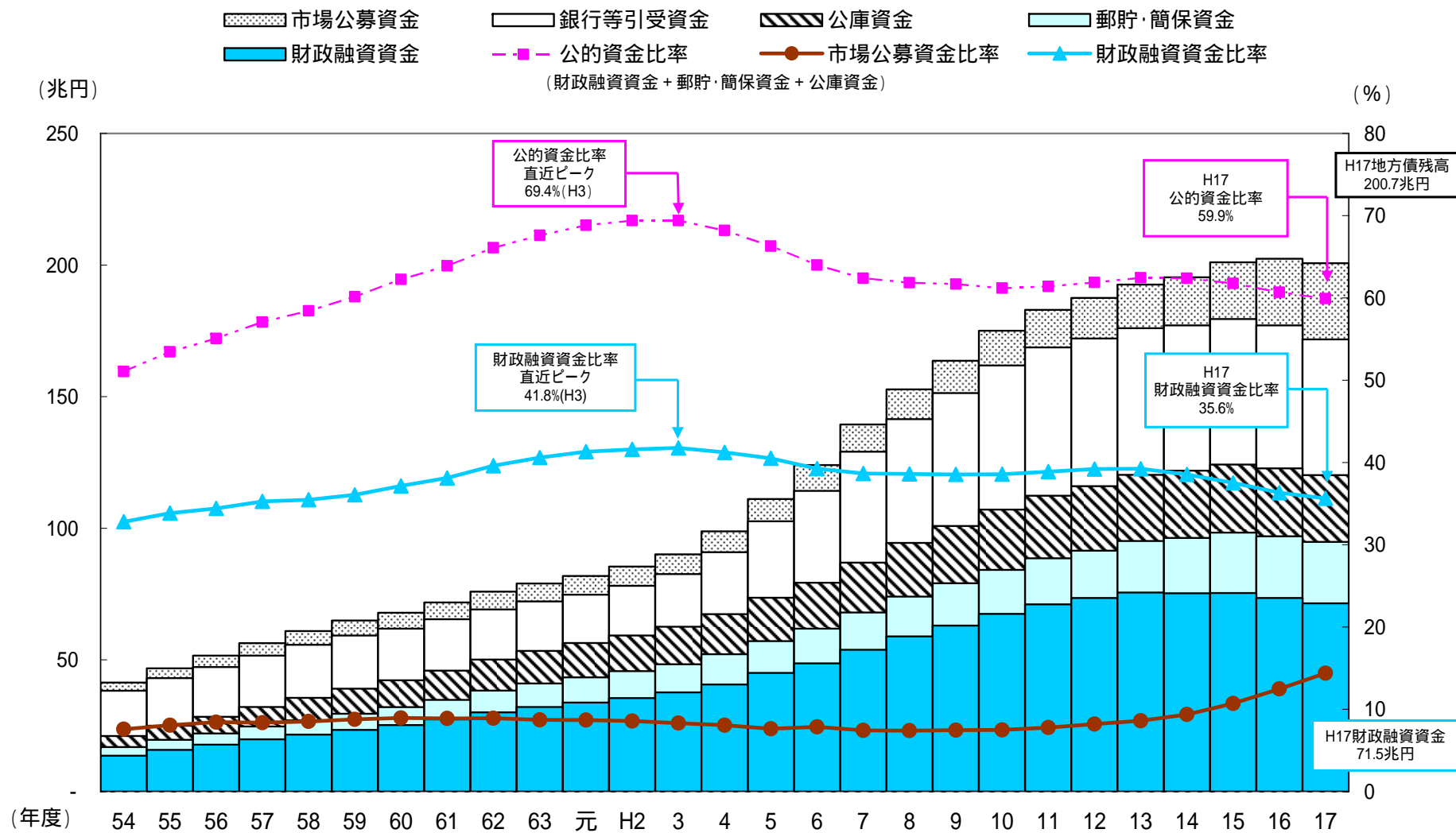
## ( 6 ) 地方公共団体向け財政融資現在高と地方債現在高 (平成17年度末)



(注) [ ]内は、地方債現在高総額に占める各資金のシェア。



# (7) 地方公共団体向け財政融資残高と地方債残高の推移



(出典) 地方債協会「平成19年度版地方債統計年報」

# ( 8 ) 平成 2 0 年度地方債計画 ( 一般会計債 )

( 単位 : 億円 )

項 目	合 計	公 的 資 金				民 間 等 資 金		
		計	財 政 資 融	公 営 企 業 金 融 公 庫	地 方 公 営 企 業 等 金 融 機 構	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	計	市 場 募 集
一 一般会計債								
1 一般公共事業	18,874	7,622	7,622			11,252	6,355	4,897
2 公営住宅建設事業	1,603	867	608		259	736	636	100
3 災害復旧事業	403	403	403					
4 教育・福祉施設等整備事業	6,241	2,736	2,736			3,505	1,341	2,164
学校教育施設等	1,993	930	930			1,063	495	568
社会福祉施設	306	153	153			153	75	78
一般廃棄物処理	1,369	1,151	1,151			218	88	130
一般補助施設等	1,873	502	502			1,371	636	735
施設 ( 一般財源化分 )	700					700	47	653
5 一般単独事業	25,341	2,924	408		2,516	22,417	8,873	13,544
一般	3,841					3,841	3,025	816
地域活性化	870					870	188	682
防災対策	1,260					1,260	369	891
合併特例	9,500					9,500	634	8,866
臨時地方道	8,600	2,781	399		2,382	5,819	3,852	1,967
臨時河川等	570	99	9		90	471	327	144
臨時高等学校	700	44			44	656	478	178
6 辺地及び過疎対策事業	3,213	3,213	3,213					
辺地対策	493	493	493					
過疎対策	2,720	2,720	2,720					
7 公共用地先行取得等事業	636					636	280	356
8 行政改革等推進	4,400					4,400		4,400
9 調整 ( 不交付団体分 )	50					50		50
計	60,761	17,765	14,990		2,775	42,996	17,485	25,511

# ( 9 ) 平成 2 0 年度地方債計画 ( 公営企業債など )

( 単位 : 億円 )

項 目	合 計	公 的 資 金					民 間 等 資 金		
		計	財 政 資 融	公 営 企 業 金 融 公 庫	地 方 公 営 企 業 等 金 融 機 構	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	計	市 場 募 公	銀 行 等 引 受
二 公営企業債									
1 水道事業	4,263	3,910	2,165	30	1,715		353	326	27
2 工業用水道事業	259	224	84		140		35		35
3 交通事業	2,798	1,459	586		873		1,339	1,173	166
4 電気事業・ガス事業	40	40	25		15				
5 港湾整備事業	556	318	257		61		238	20	218
6 病院事業	2,865	1,798	1,044	30	724		1,067	363	704
7 介護サービス施設整備事業	22	22	12		10				
8 市場事業・と畜場事業	448	91	55		36		357	357	
9 地域開発事業	1,467						1,467	282	1,185
10 下水道事業	14,994	9,593	4,682	40	4,871		5,401	1,419	3,982
11 観光その他事業	71	10			10		61		61
計	27,783	17,465	8,910	100	8,455		10,318	3,940	6,378
合 計	88,544	35,230	23,900	100	11,230		53,314	21,425	31,889
三 公営企業借換債	2,000	2,000		2,000					
四 臨時財政対策債	28,332	8,500	8,500				19,832	12,575	7,257
五 退職手当債	5,900						5,900		5,900
六 国の予算等貸付金債									
1 地方道路整備臨時貸付金	(1,000)	(1,000)				(1,000)			
2 その他	(1,127)	(1,127)				(1,127)			
計	(2,127)	(2,127)				(2,127)			
総 計	(2,127)	(2,127)				(2,127)			
124,776	124,776	45,730	32,400	2,100	11,230		79,046	34,000	45,046
( 内 訳 )									
普通会計分	96,055	26,879	23,600		3,279		69,176	30,465	38,711
公営企業会計等分	28,721	18,851	8,800	2,100	7,951		9,870	3,535	6,335

( 注 ) 国の予算等貸付金債の ( ) 書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## (10) 地方公共団体向け財政融資の団体区分別活用状況

(単位:億円)

	フロー			ストック		
	全資金	財政融資資金 <団体区分別の シェア>	財政融資資金 / 全資金	全資金	財政融資資金 <団体区分別の シェア>	財政融資資金 / 全資金
都道府県 (47団体)	59,471	6,688 < 24.5% >	11.2%	913,273	252,899 < 35.4% >	27.7%
政令市 (15団体)	15,951	1,734 < 6.3% >	10.9%	310,559	77,084 < 10.8% >	24.8%
市町村 (1,789団体)	47,636	18,914 < 69.2% >	39.7%	782,712	384,989 < 53.8% >	49.2%
合計 (1,851団体)	123,058	27,336 < 100% >	22.2%	2,006,543	714,972 < 100% >	35.6%

(注1)市町村には一部事務組合(18年度の資金ベースでシェア0.3%)を含む。

(注2)フローの計数は18年度発行額、ストックの計数は17年度末残高。

(出典)地方債協会「平成19年度地方債統計年報」等

# (11) 財投改革前と比較した地方公共団体向け財政融資の団体区分別活用状況

(単位:億円)

	平成13年度			平成18年度		
	全資金	財政融資資金 <団体区分別の シェア>	財政融資資金 / 全資金	全資金	財政融資資金 <団体区分別の シェア>	財政融資資金 / 全資金
都道府県	72,930 (47団体)	20,837 < 39.3% >	28.6%	59,471 (47団体)	6,688 < 24.5% >	11.2%
政令市	19,195 (12団体)	3,729 < 7.0% >	19.4%	15,951 (15団体)	1,734 < 6.3% >	10.9%
市町村	64,273 (3,226団体)	28,500 < 53.7% >	44.3%	47,636 (1,789団体)	18,914 < 69.2% >	39.7%
合計	156,398 (3,285団体)	53,066 < 100% >	33.9%	123,058 (1,851団体)	27,336 < 100% >	22.2%

(注1) 市町村には一部事務組合(18年度の資金ベースでシェア0.3%)を含む。

(注2) 増加した政令市3団体は、さいたま市、静岡市、堺市。

(出典) 地方債統計年報(地方債協会)

## (12) 財政融資資金と地方公営企業等金融機構資金の貸付金利・償還期限の比較

	事業名	財政融資資金	地方公営企業等金融機構資金		
			基準利率	特別利率	臨時特別利率
貸付金利	臨時河川事業	1.80%	【2.00%】	1.80%	-
	水道事業	2.10%	【2.25%】	2.10%	2.10%
	工業用水道事業	2.10%	【2.15%】	2.00%	-
	地下鉄事業	2.10%	【2.25%】	2.10%	2.10%
	港湾整備事業	1.80%	1.90%	-	-
	病院事業	2.10%	【2.25%】	2.10%	2.10%
	下水道事業	2.10%	【2.25%】	2.10%	2.10%
償還期限(年)	臨時河川事業	20(3)以内	20(5)以内	20(5)以内	20(5)以内
	水道事業	30(5)以内	28(5)以内	28(5)以内	28(5)以内
	工業用水道事業	28(5)以内	25(5)以内	25(5)以内	25(5)以内
	地下鉄事業	30(5)以内	28(5)以内	28(5)以内	28(5)以内
	港湾整備事業	20(5)以内	18(5)以内	18(5)以内	18(5)以内
	病院事業	30(5)以内	28(5)以内	28(5)以内	28(5)以内
	下水道事業	30(5)以内	28(5)以内	28(5)以内	28(5)以内

(注1) 貸付金利は財政融資資金は平成20年10月10日以降、地方公営企業等金融機構資金は平成20年10月28日以降のものであり、半年賦元利均等償還。

(注2) 地方公営企業等金融機構資金のうち、臨時河川事業など基準利率に〔 〕書きのある事業については、基準利率での貸付を行っていない。

(注3) 償還期限の( )書きは据置期間。

### **3 . 補償金免除繰上償還の実施状況**

# ( 1 ) 地方公共団体向け財政融資の繰上償還に係る補償金免除の概要 ( 1 )

## 趣 旨

地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施等を条件に、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付金の一部について、補償金を免除した繰上償還を実施。

## 対象となる地方債

平成4年5月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債。

## 4 条 件

補償金免除による繰上償還は、以下のように「4条件」を満たし、法律に基づいて行うことを要件とする。

- 抜本的な行政改革・事業見直しが行われること
- 繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること
- 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること
- 財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行財政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

## 繰上償還実施時期

平成20年3月：金利7%以上の地方債  
平成21年3月：金利6%以上7%未満の地方債  
平成22年3月：金利5%以上6%未満の地方債



## ( 2 ) 地方公共団体向け財政融資の繰上償還に係る補償金免除の概要 ( 2 )

### 対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件は、下記の通り。

- 金利 7%以上 の地方債 : 実質公債費比率が15%以上の団体  
 実質公債費比率が15%未満であるが、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下等の団体
- 金利 6%以上 7%未満の地方債 : 実質公債費比率が15%以上の団体
- 金利 5%以上 6%未満の地方債 : 実質公債費比率が18%以上の団体

地方債金利	対象団体の実質公債費比率	
	15%	18%
7%以上	経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下等の団体	
6%以上 7%未満		
5%以上 6%未満		

(注1) 財政力指数が1.0以上の地方公共団体は対象としない。

(注2) 合併市町村については、対象団体要件を緩和。

(注3) 公営企業債にも、普通会計債と同様の水準の要件を適用。

### ( 3 ) 地方公共団体向け財政融資の繰上償還に係る補償金免除の概要 ( 3 )

#### 1 . 財政健全化計画等の承認状況 ( 平成19年12月 )

##### 財政健全化計画 等の承認状況

団体数 : 1,419 団体【うち、道府県 46 団体、政令市 16 団体、市町村等 1,357 団体】  
財政健全化計画等の件数 : 3,598 件  
繰上償還申請額 : 3 兆 997 億円 【うち 19 年度分(7%以上) : 1 兆 2,856 億円】  
補償金免除見込額 : 5,500 億円程度【うち 19 年度分(7%以上) : 2,300 億円程度】  
(注) 実際の補償金免除相当額は、繰上償還実施時の金利水準により決定される。

#### 2 . 19年度補償金免除繰上償還の実施状況 ( 平成20年 3 月 )

平成 4 年 5 月31日までに地方公共団体に貸付けられた金利 7 %以上の財政融資資金について、平成20年 3 月25日に補償金免除繰上償還を実施。

##### 補償金免除繰上 償還の実施状況

団体数 : 1,345 団体【うち、道府県 45 団体、政令市 16 団体、市町村等 1,284 団体】  
繰上償還額 : 1 兆 2,852 億円  
補償金免除相当額 : 2,471 億円

#### 3 . 財政健全化計画等のフォローアップ ( 平成20年度以降 )

平成20年度以降、毎年度、財政健全化計画等の執行状況についてフォローアップを実施。

## 4 . 基本問題検討会報告書のポイント

# ( 1 ) 財政投融资に関する基本問題検討会 報告書

---

## 今後の財政投融资の在り方について（抄）

（平成20年6月、財政制度等審議会財投分科会了承）

・今後の財政投融资の在り方

4. 地方公共団体への貸付けの在り方

( 2 ) 今後の地方公共団体への貸付けの在り方

地方公共団体への貸付けについては、今後とも、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性を維持していく必要がある。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく早期健全化措置（アーリー・ウォーニング）等による、地方公共団体の自己規律による財政健全化の進展も踏まえつつ、地方の財政規律の維持・向上を促すため、貸し手として、地方公共団体の財務状況を的確に把握し、事業の採算性等をチェックすることが必要である。

具体的には、今後以下のような取組みを図ることが必要と考えられる。

地方公共団体に対する実地監査における監査手法の充実

平成20年度から、これまで中心であった適債性の非違事項の確認については簡素化を図る一方、公営企業について、貸付金の償還確実性の確保を図る観点から、経営状況の実態把握及び評価に努める。また、これらの実態把握等を踏まえ、地方公共団体に対して、公営企業の経営状況を改善するための取組みを含め、償還確実性の確保について報告を求めるなど、監査手法の充実を図る。

### 補償金免除繰上償還の審査と財政健全化計画等のフォローアップ

地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、平成19年度から21年度までの臨時特例の措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施等を条件に、財政融資資金の地方公共団体への貸付金のうち高金利（5%以上）のもの3.3兆円程度について、補償金を免除した繰上償還を実施する。

平成19年12月には、当該措置を希望する地方公共団体が策定した財政健全化計画等について、承認を行い（団体数1,419団体、財政健全化計画等の件数3,598件、繰上償還申請額3兆997億円、補償金免除見込額5,500億円程度）、平成20年3月には、金利7%以上の財政融資資金の貸付金について、補償金を免除した繰上償還を実施した（団体数1,345団体、繰上償還額1兆2,852億円、補償金免除相当額2,471億円）。なお、金利6%以上7%未満の貸付金は平成21年3月、金利5%以上6%未満の貸付金は平成22年3月に繰上償還を実施する。

今後、5年間の財政健全化計画等の期間中、毎年度、計画の執行状況についてフォローアップを行うことにより、計画の実行性を担保するとともに、地方公共団体の早期の財政健全化を図る。

### 地方公共団体の財務状況把握の更なる充実・活用

財務状況の把握については、導入から3年が経過したところであり、今後、その更なる充実を検討した上で、分析の結果に基づき財務状況の厳しい地方公共団体に対する財務改善のためのアドバイスを含め、その財務状況を早期に改善するために活用を図る。

なお、こうした財務状況把握の充実・活用を含め、地方公共団体に対する財政融資の在り方について検討を深めていくため、本年6月、本検討会に「地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム」を設けたところであり、本ワーキングチームにおいて更に議論を行うこととしている。

## ( 2 ) 財政投融资に関する基本問題検討会 名簿

---

〔座長〕	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
〔座長代理〕	富田 俊基	中央大学法学部教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩本 康志	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
	江川 雅子	ハーバード・ビジネス・スクール 日本リサーチ・センター長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部准教授
	富山 和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO (株式会社産業再生機構元代表取締役)
	広田 真一	早稲田大学商学部教授
	穂坂 邦夫	NPO法人 地方自立政策研究所理事長 (前 志木市長)
	松田 修一	早稲田大学大学院商学研究科(ビジネス専攻)教授
	宮脇 淳	国立大学法人北海道大学公共政策大学院教授
	藻谷 浩介	日本政策投資銀行地域振興部参事役
	ロバート・アラン・ フェルドマン	モルガン・スタンレー証券株式会社経済調査部長